

東ティモール問題と国連

藤 井 京 子

はじめに

第1節 東ティモールの法的地位

第2節 直接投票 と 国連東ティモール派遣団 (UNAMET)

第3節 治安の悪化 と 東ティモール国際軍 (INTERFET)

おわりに

はじめに

東ティモールは、国際連合（国連）の下での約2年半の準備期間を経て2002年5月20日に独立を達成して「東ティモール民主共和国」となり、同年9月27日に国連の191番目の加盟国となった。

同国は、ジャワ島とニューギニア島のほぼ中間でオーストラリアの約500キロメートル北方に位置するティモール島の東半分を占め、面積は日本の四国のほぼ半分で、人口は約80万人の小国である。東ティモールが世界史に登場するのは、16世紀前半にポルトガルが来航し植民地支配をするようになってからであり、第二次大戦中の3年半日本軍に占領された時期もあったが、戦後も引き続きポルトガルの支配下におかれた。1974年にポルトガルの新政権が植民地の放棄を表明すると、東ティモールでは独立運動から内戦となった。この混乱に乗じて隣国インドネシアが1975年12月軍事侵攻し、翌76年に東ティモールの統合を宣言した¹⁾。

なお、ティモール島の西半分はオイクシ (Oecusse) を除いて18世紀にオランダ領とされたが、1945年に他のオランダ領東インドとともに、インドネシアとして独立した。オイクシは東ティモール領であり、飛地となっている（巻末の地図を参照）。

このように東ティモールはポルトガルにほぼ400年間支配された後、1976年以降は事実上インドネシアの支配下におかれていた。1999年1月になってインドネシアのハビビ大統領が、東ティモール住民に

残留か独立かを問う投票の実施を発表した後、現地ではインドネシアへの残留を望む統合派民兵が独立派住民を脅迫したり、暴行する事件が頻発した。東ティモール問題とは、主に独立に向かう過程でこれら統合派民兵が、破壊と住民への襲撃など暴力行為を行った結果、ほとんどの建造物が破壊され、25～28万人以上が難民となって西ティモールへ流出したことである²⁾。

本稿では、東ティモール問題にどのように国連が取り組んだかを検討し、この問題と国連の取組みについて国連憲章上いかなる問題があるかを考察し、また、紛争解決という観点から国連の取組みの評価を試みたい。国連は、住民による直接投票を実施するため、国連東ティモール派遣団 (UNAMET, United Nations Mission in East Timor) を設置し、悪化した治安を回復するため多国籍軍 (INTERFET, International Forces in East Timor) を派遣し、さらに独立へ向けて国造りを支援する PKO (国連東ティモール暫定統治機構 UNTAET, United Nations Transitional Administration in East Timor) を、そして独立後は、新国家の建設を支援する PKO (国連東ティモール支援団 UNMISSET, United Nations Mission of Support in East Timor) を実施している。ここでは、前二者の UNAMET と INTERFET による活動に焦点をあてることとし、PKO については別の機会に論じたい。それでは、国連による取組みを検討する前に、まず東ティモール問題の経緯を紹介し、東ティモールの法的地位について分析する。

第1節 東ティモールの法的地位

第二次大戦後も東ティモールを支配し続けたポルトガルは1955年、国連に加盟した。国連の下でのいわゆる植民地は、信託統治地域と非自治地域であり、これら地域に対し施政国が国連の権威の下で統治を行う。東ティモールについては、1960年12月15日の国連総会決議1542においてポルトガルを施政国とする非自治地域とされた³⁾。

その後1974年4月25日にポルトガルでクーデタが発生し、新政府はそれまでの植民地政策を変更した。7月24日の憲法修正法により海外領土の住民の自決権を承認し、それに伴う独立を認めるとしたが、これはギニア・ビサウやモザンビークなどアフリカ地域を対象としたもので、東ティモールの独立は全く非現実的であると考えられていた。しかし翌75年7月17日の憲法修正法では、東ティモールにおいて直接選挙により選出された「住民議会」が独立か否かを決定し、ポルトガルの主権は1978年10月の第3日曜日をもって停止するとした⁴⁾。

こうしたポルトガルの政策変更に応じて東ティモールでは政党が結成され、独立をめぐる政党間の対立から内戦に発展していく。主要な政党は、ポルトガルの下での自治から漸進的な独立を目指すUDT(ティモール民主同盟)、完全な独立を標榜するFRETILIN(東ティモール独立革命戦線)、並びに、インドネシアとの統合を掲げるAPODETI(ティモール人民民主協会)の3つである⁵⁾。

非植民地化に向けて交渉が進むなかで8月11日にUDTが蜂起、これに対抗して20日FRETILINが反撃を開始して内戦へ突入した。こうした状況のなか23日ポルトガル政府は国連事務総長に対し、内戦の沈静化のために国際軍による即時介入と人道的救援活動を再開求める書簡を送付する⁶⁾。一方、現地では、事態の收拾は不可能であると見たポルトガル政庁は26日、ディリの対岸約30kmに浮かぶアタウロ島に避難した。9月はじめにFRETILINの勝利が明白となり、9月以降FRETILINが東ティモール全土を掌握したが、ポルトガル政庁はアタウロ島から復帰しなかったため、自ら行政に乗り出した。FRETILIN

による支配が既成事実化することを阻止するためインドネシアは、9月半ばから国軍を東ティモールに侵入させ、10月にはその活動を本格化させて、インドネシア国軍は西ティモールに近いバリボを攻略、さらにアタバエにも激しい爆撃を行い、11月28日に陥落させた。

一方、同日の75年11月28日に、FRETILINは「東ティモール民主共和国」の樹立を宣言している。これはインドネシア軍の全面的な侵攻が確実視されるなか、独立宣言で世界の関心を集めて、侵攻を食い止めたいと考えたからであった。しかし宣言は、インドネシアだけでなくポルトガルからも承認されなかった。ポルトガルは現時点での独立は非現実的であり、真の独立達成のためには国連の関与が必要であると主張した⁷⁾。

他方で、UDTとAPODETIはインドネシアとの統合を宣言、これに応じて12月4日、インドネシアはインドネシア領ティモールの安全を守るために必要な措置をとることを決定したと国連事務総長に伝える⁸⁾とともに7日、インドネシアは陸・海・空軍あがての東ティモール全面侵攻に踏み切った。1万人規模のインドネシア軍の侵攻によりFRETILIN軍は敗退し、18日に暫定政府がUDTとAPODETIを中心に樹立された。同政府が国際的に承認されなかったため、インドネシアは住民代表者会議を設置し、同会議がインドネシアへの統合を要請する決議を採択(76年5月31日)、その統合請願をスハルト・インドネシア大統領に提出(6月7日)、これを受けて7月17日インドネシア議会が併合法案を可決させて東ティモールは、27番目の州としてインドネシアに組み込まれた⁹⁾。

一方ポルトガルは、東ティモールに大規模な軍事侵攻を行ったインドネシアと75年12月7日、国交を断絶するとともに、国連安保理に侵略停止を求めて提訴した。

このとき、国連本部では、第30回総会が開かれており、植民地問題を扱う第4委員会がちょうど東ティモール問題を討議していた。第4委員会は12月7日、アリジェリアなどが提案したインドネシアを

非難する決議案を賛成69、反対11、棄権43で採択した。続いて12日、総会は同趣旨の決議案を賛成72、反対10、棄権43で採択した（決議3485）。その主要な内容は、①東ティモール人の自決と独立の権利の尊重、②ポルトガルと東ティモール諸政党の対話、③インドネシア軍の遅滞なき撤退、④東ティモール人の自決権と領土保全のため安保理に緊急行動を求める、というものであった。

この決議に反対した10カ国とはベニン、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、フィリピン、サウジアラビア、カタール、タイで、日本は先進国として唯一反対した。オーストラリアは賛成し、アメリカと西欧諸国の多くが棄権した。

なお、この決議の本文第4項については、別途決が採られた。それは、「(総会は) インドネシア国軍のポルトガル領ティモールへの軍事介入を強く遺憾とする (strongly deplores)」というインドネシアを直接に非難する部分であった。「非難する (condemn)」という強い言葉ではないが、「強く遺憾とする」という文言でさえ、インドネシアの友好国にとっては、支持することは難しかった。結果は、賛成59、反対11、棄権55となり、賛成と棄権がかなり近づいた¹⁰⁾。

この総会決議採択の3日後の12月15日安保理は、東ティモールに関する討議を開始し22日に決議を全会一致で採択した。この決議384では、インドネシアの軍事介入を非難する文章が本文から前文に移されており、先の総会決議と比較するとインドネシアに対する非難の調子が弱められていた。安保理は「東ティモールの領土保全と住民の自決権を全ての加盟国が尊重することを要請」し、「インドネシアがその全軍隊を遅滞なく同地から撤退させることを要請」する一方で、現地への特使派遣を事務総長に求めるという具体的な行動を要請した¹¹⁾。

この安保理決議384を受け、ワルトハイム国連事務総長は、東ティモールへの特使としてジュネーブ国連欧州事務局長、ビトリオ・ウンスピアー・ギチアルディを任命した。ギチアルディ特使はジャカルタでスハルト大統領とマリク外相と会談した後、1976年1月19日に西ティモールのクパンで東ティモール暫定政府の関係者と会い、同日中に東ティ

モールに入り3日間滞在した。結局、同特使は、インドネシアとオーストラリアに妨害され、FRETILINと接触することはできなかった¹²⁾。

ギチアルディ特使は76年3月21日、事務総長に報告書を提出した。これを受けて安保理は4月12日から再び東ティモール問題の審議を開始し、4月22日、前年の安保理決議とほぼ同様の内容の決議を採択した（決議389）。しかし今回、米国と日本はインドネシア軍の一部撤退が評価されていないとして棄権した。

この決議389において安保理は、事務総長の任命した特使が全ての当事者との協議を継続して行うよう求めている。しかし、ギチアルディ特使はそれ以来一度も FRETILIN と接触せず、またワルトハイム事務総長も、この決議の履行にほとんど関心を示さなかった¹³⁾。

なお総会では、先の1975年12月12日決議に続いて、インドネシアを非難し、同軍の撤兵と東ティモール人の自決権行使を求める決議が81年まで毎年採択されていた¹⁴⁾。しかしその決議に賛成する国は、年々減少し、反対にインドネシアを支持して決議反対に回る国が増える傾向にあった。

82年、国連外交の場における東ティモール問題は、ますますジリ貧になっていた。75年の総会では72カ国が決議に賛成していたのが、81年の決議では賛成は54カ国までに減り、反対は10カ国から42カ国にまで増えていた。

こうした流れに抗しようと82年ポルトガル政府は、今までに無く活発な外交を展開し、決議案作成に参加し、また欧州各国に対して強く決議の支持を訴えた。

しかし82年の総会決議案は、かなり妥協した内容につくられた。前年までは、インドネシア軍の撤退や東ティモール人の自決権行使を求める内容の決議が採択されていた。しかし81年の投票動向から考えると、もはや従来通りの決議案では否決される可能性が大きく、国連事務総長に当事者との協議を求めるという内容に限定された決議案が作成された。表決の結果は賛成50、反対46、棄権50。かろうじて決

議は採択されたものの、賛成と反対の差がわずか4票までになっていた¹⁵⁾。

そして82年を最後に国連総会は東ティモールに関する決議を採択しなくなり、問題は国連事務総長の仲介による当事者の協議の場に移された。そしてこの協議は、決議で「全ての当事者との協議」を行うとしていたにもかかわらず、基本的にポルトガルとインドネシアの間を事務総長が仲介し、時折、東ティモール人の意見を聴取するという形をとることになった¹⁶⁾。

しかし、そのポルトガル・インドネシア間の交渉も、なかなか進展をみなかった。ポルトガルは東ティモール人の自決権の行使を要求し、インドネシアは東ティモール人の自決権は既に行使されたという立場を固持した。ポルトガルの主張は、ポルトガルを東ティモールの施政国と認め、インドネシア軍の撤退を求めた国連決議に沿ったものであった。しかし、インドネシアとの関係悪化を避けたい欧米諸国や日・豪といった主要国はインドネシアの立場を支持、あるいはインドネシアに圧力をかけることに消極的であった。インドネシアが国連決議を無視し続けた背景には、こうした国際情勢がある¹⁷⁾。

国連の総会と安保理は政治的機関であるが、司法機関である国際司法裁判所 (ICJ) も東ティモールの法的地位に言及している。いわゆる「ティモール・ギャップ」事件、正確には「東ティモールに関する事件」の管轄権判決においてである。

オーストラリアとティモール島との間のティモール海の西半分においては、豪はインドネシアとの間で国境線を画定していたが、東半分については未画定のままであり、「ティモール・ギャップ」と呼ばれていた。このいわゆるティモール・ギャップにおける資源開発について豪はインドネシアを交渉相手とし、1989年には共同開発条約を締結、これを実施するため91年、国内法を施行した。これに対し、1991年2月22日、ポルトガルが豪を相手取り両国間の選択条項受諾宣言に基づき国際司法裁判所 (ICJ) へ提訴した。なお、インドネシアについては受諾宣言を行っていないため、ポルトガルは豪のみを訴えたの

である¹⁸⁾。

ポルトガルは、東ティモールが同国を施政国とする非自治地域であるということを前提に、豪の行動が、施政国としてのポルトガルの権限を侵害し、また、領土の不法な取得を承認すべきでないという国際的な義務の履行を怠り、東ティモール人民の自決権や資源に対する永久主権等を侵害していると主張した。

一方、豪は、インドネシアによる東ティモールの軍事的占拠を違法であるとしながら、インドネシアが事実上統治しているとして1979年12月22日にインドネシアの東ティモール併合を認めて、インドネシアを交渉相手とした。しかしインドネシア統治下においてもなお東ティモール人民は自決権を有しており、インドネシアによる併合の承認と東ティモール人民の自決権の認知は矛盾するものではない、という立場であった¹⁹⁾。

この事件について豪は、①請求の受理可能性と、②ICJの管轄権を否定する抗弁を行った。①については、本件の真の当事者はインドネシアでありまた、ポルトガルとの間には89年条約をめぐる争いはないので、裁判の前提となる紛争が存在しないというものの。②については、豪の行為の合法性を問うポルトガルの請求は、必然的に、第三国であるインドネシアの行為の合法性、すなわち東ティモールへの進攻と占拠ならびに89年条約の締結の合法性の問題につき裁判所に決定を求めることになる。裁判所は第三国であるインドネシアの同意なしには管轄権を行使しえないというものである²⁰⁾。

ICJは1995年6月30日の管轄権判決において、次のように述べている。豪の行動を評価するためには、インドネシアが89年条約を合法的に締結しえたかどうかの問題を判断しなければならない。それはすなわち、インドネシアが東ティモールに進入し残留しているという事実に基づき、同国が東ティモールのために大陸棚資源に関する条約の締結権を獲得したか否かを判断することである。裁判所は、インドネシアの同意なしに、そのような決定を下すことはできない。確かにポルトガルが主張しているように自決権は対世的 (erga omnes) 権利であることは否定

しえないがしかし、規範の対世的性格と管轄権の同意原則とは別の問題である。義務の性質がどのようなものであれ、裁判所は第三国（インドネシア）の行為の合法性を判断することはできない²¹⁾。

こうして ICJ は管轄権を行使することはできないという結論に至り、この事件は本案を審議することなく終了している。なお、この判決のなかで裁判所は、「当事国、すなわちポルトガルとインドネシアにとって東ティモールは引き続き非自治地域であり、その住民は自決権を有することに裁判所は留意したことを想起する」²²⁾と述べ、東ティモールが非自治地域に該当し、その人民が自決権を有していることを確認した。

なおオーストラリアは、ICJ の判決は敗訴ではないとして、インドネシアとの共同開発を続行した²³⁾。

第2節 直接投票と国連東ティモール派遣団 (UNAMET)

インドネシアによる東ティモールの支配体制は1970年代末に確立される。他方で一旦は壊滅状況にあった独立運動が80年には復活し、これ以降、インドネシアに対する抵抗と独立の運動が続けられていく。これをインドネシアは国軍を使用して厳しく弾圧し、その中で虐殺、処刑、拷問などの深刻な人権侵害が海外に報道されるようになり、1980年代には東ティモール問題は人権問題として国際社会の注目を集めるようになった²⁴⁾。

国連としては、1982年の総会決議に基づきデクエヤル国連事務総長が83年7月以降、東ティモール問題に関しポルトガルとインドネシアとの交渉を仲介してきた。しかし、問題の解決に向けて何ら成果が生み出されないなか、91年1月のサンタクルス事件が発生した。この事件を契機に、交渉は92年9月26日から半年に1度程度のペースで行われるようになったが結果は同様であった²⁵⁾。

1991年11月12日に発生したサンタクルス虐殺事件は、インドネシアによる東ティモール支配に伴う残虐さを世界に示し、国際社会だけでなくインドネシア国内においても関心を集めた。この事件は、10

月28日に独立派の青年がモタエル教会で統合派の武装集団により殺害されたことに端を発している。この青年を弔うミサが2週間後の11月12日同教会で行われ、ミサの後、参列者はサンタクルス墓地への行進を始め、数千人の行進の列は独立要求のデモとなり、朝7時40分ころ墓地に到着した。墓地で待っていた約500人と合流した人々は、殺害された青年のための儀式のかたわら、墓地を囲む塀に登って横断幕を広げ、独立を求めてアピールした。そこへ8時頃トラックで駆けつけたインドネシア軍兵士が、突如として発砲を始め大量殺戮を行った。インドネシア軍は死亡者を19人と発表した。独立派側の独自の調査によれば、死者270人、行方不明者255人、負傷者376人であり犠牲者のリストが公表された。死者の大半は21歳以下の若者であった²⁶⁾。

この事件に抗議して、米国はインドネシアへの軍事協力の1つである国際軍事協力プログラムを停止し、オランダ・デンマーク・カナダは新規援助を停止した。国連では1992年2月、ブトロス・ガリ事務総長がケニアの検事総長アモス・ワコを特使として派遣し、92年3月4日に人権委員会が東ティモールの人権状況に関する議長声明を採択した。しかしインドネシアは合意した声明の内容をほとんど何も実行しなかったため、93年にはより強い調子の決議が採択された。その内容は、テーマ別の特別報告者や作業グループの東ティモール派遣を求めるなど、インドネシアにとっては厳しいもので、賛成22、反対12、棄権15で採択された。米国はオーストラリアとともに初めて賛成に回った²⁷⁾。

これは、インドネシア外交に大きな打撃を与え、94年にはインドネシアの態度がやや軟化したため、再び議長声明の採択となった。以後、議長声明が続いていたが、96年に独立派のペロ司教とラモス・ホルタがノーベル平和賞を受賞した²⁸⁾ことを契機に、インドネシアの弾圧が強化されたことに応じて97年に決議が採択されたものの、98年はまた議長声明に戻った。これらの人権委員会の決議や議長声明は、現地の人権状況の改善に直接寄与したとは言い難いが、インドネシアに対する継続的な圧力となった²⁹⁾。

東ティモール問題に関して重大な変化が起こるの

は、1997年の後半になってオーストラリアが政策を転換して東ティモールの自決権の実現に積極的となり、またインドネシアにおいて98年5月21にスハルトが退陣してハビビが大統領に就任してからである。通貨危機が97年7月にインドネシアに上陸した後、経済は破綻状況にあり、ハビビ大統領は、経済立て直しのため海外からの援助を必要としていたが、東ティモール問題が足枷となっていた³⁰⁾。

かくして1998年6月9日、ハビビ大統領は、インドネシアに留まるという条件で、東ティモールに特別な地位を与えると発言した。この‘特別州’の提案は国際的にはあまり歓迎されなかったが、この提案を受けて98年8月4～5日に国連本部で行われたポルトガル・インドネシア外相会談では、年内に何らかの決着に至るために、事務レベル協議を行うことに合意した。5日に出された両外相の共同コミュニケによれば、両政府はそれぞれの立場を侵害することなく、インドネシアが提案している「広範な自治に基づいた特別な地位」についてマーカー特使のもとでさらなる協議を行い、年内に結論を出すことを目指すことになった³¹⁾。

しかし次に行われた11月末の国連交渉は、現地で11月になって治安が急激に悪化したこともあって、何の合意も生み出さなかった。現地情勢の急激な悪化に対応してポルトガルは12月2日、国連事務総長に国連派遣団を現地に送るよう要請したが、これは実現しなかった。12月19日にディリに到着したマーカー特使は、各方面との面会を行ったが、実質的な進展は見られず、国連を仲介とする交渉は行き詰まった。一方、インドネシアに対する国際的圧力は確実に強まっていた³²⁾。

そうした状況のなかで1999年1月27日、ハビビ大統領はついに、実質的に東ティモール人の自決権行使を認める政策を公表する。これは、インドネシアの一部としての東ティモールに自治を認めるという提案を住民が受け入れなければ、東ティモールの分離を国民協議会（国会に該当）に提案するというものである³³⁾。

この独立を容認する政策の発表に対して、国連を始め各国政府は、慎重にはあるが歓迎するとの声

明を発表した。この政策転換後、3月10～11日に開催されたポルトガル・インドネシア間の外相会談においてインドネシアは国連が実施する住民の直接投票に同意するという、さらに大きな譲歩を見せた。譲歩の理由は、インドネシアが望んでいるのは国際的な非難が止むことであり、そのためには住民の意思が正しく確認される方法で決着をつける以外ありえなかったからだと思われる³⁴⁾。

こうして、インドネシアにとどまって特別の自治を付与されるという自治案に賛成か、反対かにつき東ティモール住民が直接投票を行うことが決定された。ただ、インドネシアは‘住民投票 (referendum)’という用語を使用するのを拒否した。インドネシアの立場は、これは住民の意思の確認であって、インドネシアの国民協議会がその結果に基づいて「分離」の決定を行うというものだからである。インドネシアにとっては1976年に統合された時点で既に東ティモール人は自決権を行使したのであって、今回の投票が自決権の行使と解釈されるような枠組みは避けたかった。

したがって、国連で合意された文書においては‘直接投票 (direct ballot)’による‘住民協議 (popular consultation)’という文言が使用されたが、一般に、住民投票という用語が使われており、実際にはその用語が意味している通りであった³⁵⁾。

直接投票に関する合意に関して1999年4月22～23日に行われたポルトガル・インドネシア間の最終協議において細部が詰められた。投票を実施するのが国連となることは確実で、ここから先はポルトガルとインドネシアではなく、国連とインドネシアが中心となり、東ティモール人も協議に参加して三者間で交渉は進められた。できあがった合意文書は、(1)直接投票による住民協議を国連に要請する基本協定、(2)投票の手続きや有権者資格などを定めた直接投票の方法に関する協定、(3)治安に関する協定、の3つであった。

この治安に関する協定では、①治安の責任はインドネシアがもつ。②平和安定委員会（4月21日にインドネシア主導で既に設置）は武装解除を達成することを目的に、国連と協力して行動規則を作成す

る。③国連事務総長は投票が実施可能かどうか事前に確認する。④法と秩序の維持はインドネシア警察のみの責任とし、国連文民警察官がインドネシア警察に助言を行い、投票所からの投票用紙と投票箱の移送警護を監督する、の4点が明記されただけであった³⁶⁾。

この治安問題が国連の最大の関心事であり、またインドネシアとの間で最も対立の大きかった点でもある。この時点で既に、インドネシアに治安をまかせるという基本的な枠組そのものが非現実的であるという指摘がなされていた。しかしこの点について強く主張し過ぎて協定そのものが成立しなくなることを懸念して、インドネシアに妥協した内容となった。

この3つの合意文書に5月5日、ニューヨークの国連本部でインドネシア・ポルトガル・国連の三者が署名し、これらに加えて事務総長の「治安に関する覚書」が発表された。そして7日、国連安保理はこれら協定を歓迎する決議1236を全会一致で採択した³⁷⁾。

そして1999年6月11日に安保理は、住民の直接投票の組織・運営を主要な任務とする国連東ティモール派遣団 (UNAMET, United Nations Mission in East Timor) をその決議1246にもとづいて設置した。決議採択に先立ち、5月後半にはUNAMETの先遣チームが東ティモールでの業務を開始し、6月1日にはUNAMETの事務総長特別代イアン・マーティン (Ian Martin) が到着し、6月4日国連旗がディリのUNAMET本部にはためいた。

UNAMETは、政務・選挙・広報・管理（事務や支援ユニット）・文民警察・軍事連絡の6つの部門で構成された。本部はディリに置かれ、地方事務所は8カ所設置された。東ティモール全土の200カ所に設置された登録・投票所に、選挙管理官として400人の国連ボランティアと275人の文民警察官が展開し、他に50人の軍事連絡員など総勢1000人の国際スタッフが動員され、加えて現地スタッフ約4000人が投票実施のために集められた。投票は東ティモールだけでなくインドネシア、オーストラリア、欧州などでも行われることになった。

文民警察部の本部（ディリ）では30人弱で管理・捜査・警察連絡・オペレーションセンターの4部門を運営した。文民警察の任務は、投票箱と投票用紙の移送の警護を監視し、インドネシア警察に助言することであるとされた。具体的には、予測される統合派民兵の違法行為の防止、また事件が起きた時にはインドネシアの法律に則って捜査し、容疑者を捕まえて処罰するよう助言する、などである。

軍事連絡員の任務は、インドネシア国軍との連絡を維持することとされた³⁸⁾。

UNAMETは有権者登録を6月22日に開始することになっていたが、準備の遅れと治安状況から、7月13日へと延期された。その間にも6月29日には、マリアナに設置された有権者登録所が統合派民兵の激しい投石にあい、国連スタッフ1名が軽傷を負うという事件が起こり、7月4日にはリキサの難民のために食糧などを運んでいた人道援助のためのコンボイ（車列）が統合派民兵に襲撃され、NGOスタッフ、なかでも運転手が重傷をおうという事件があった。こうした治安状況から、マーティン事務総長特別代表は登録開始のさらなる延期を勧告したが、国連本部ではインドネシアがスケジュール通りに進行することを強く求めていることに配慮し、アナン事務総長は7月16日に登録を開始することを提案した³⁹⁾。

統合派民兵による住民に対する暴力行為や脅迫は続いていたが、登録所における作業そのものは殆ど妨害されることなく終了した。登録は、8月4日までの予定を2日延長して6日まで行われた。22日間1日も休むことなく続けられたことになる。その結果、総登録者数は44万6666人となり、東ティモール内で43万3576人、国外で1万3090人が登録したと発表された。その後、さまざまなチェックを経て最終的な有権者数は45万1792人となった⁴⁰⁾。

5月協定においては、投票に際しては安全な環境がなければならないとされており、国連事務総長はそうした環境が存在するかどうか、投票を前に最終的に判断する立場にあった。そのためUNAMETは本部と地方事務所に政務官をおいて政治状況をモニ

ターし、分析を行った。実際に現場からあがってくる報告は、安全な環境は存在しないというものであり、UNAMETは国連本部に対して常にそう報告し続けた。

したがって、投票日が最終的に8月30日に決められたのは、それまでに安全な環境が整えられたからではなく、それはインドネシア国民協議会をにらんだぎりぎりのタイミングであった。UNAMETの国連本部に対する最終勧告は投票の延期であったが、いくら待ってもこれ以上、治安がよくなることはないし、インドネシアが投票の早い実施を迫っていたことから、見切り発車をしたのである⁴¹⁾。

また5月協定のうちの治安に関する協定では、平和安定委員会が武装解除をすすめることになっていた。しかし実際には武装解除はほとんど行われなかった。同委員会はインドネシア政府関係者を多く含み、国連を全く排除した構成をとっていたため、統合派の立場で機能する機関にしかならなかった⁴²⁾。

インドネシア軍の論理は、紛争当事者は東ティモール人の独立派と統合派であり、その各々の武装組織であるファリンティル⁴³⁾と民兵組織が同じレベルで武装解除すべきだというものであった。一方、ファリンティルの立場は、自分達が24年間闘ってきた相手はインドネシア軍であり、民兵組織はインドネシア軍の単なる補助組織にすぎないと主張した。

国連としては、この両者の隔たりには介入せず、原則的には当事者間の協議に任せるという立場をとった。それは5月協定が武装解除の任務・権限を国連ではなく平和安定委員会に与えていたからである。UNAMETは同委員会の活動を側面から支援するにとどまった⁴⁴⁾。

治安状況に対する国際社会の懸念に対して、インドネシアは警察官の増員で応えた。しかし、インドネシア警察の派遣部隊は、インドネシア軍なかでも特殊部隊の隊員が警官服を着て混じっているとの情報があった。機動部隊が民兵と一緒に行動しているとの報告、あるいは民兵の暴力を軍・警察は傍観しているといった訴えが頻繁にあり、軍・警察・民兵の三者は、実際の作戦においては事実上、一体

のものとなっていたと考えられる⁴⁵⁾。

インドネシア軍は内戦状況をつくり出して直接投票を破綻に追い込むか、あるいは統合派を勝利に導くためのあらゆる工作を行っていた。一方、インドネシア政府は速やかに住民投票を実施することを国連に求め続けた。この点につきマーティン事務総長特別代表も、国連への協力とサボタージュ、どちらがインドネシア政府の本当の政策なのか、ほとんどわからなかったと回顧している。

おそらく、直接投票を受け入れたハビビ政権の立場は国連に伝えられた通りであっただろう。しかし、インドネシア軍はそもそもそうしたハビビ主導の政策転換を承服してはいなかった。一方、ハビビ政権も軍の離反を知りながら、体面を保つため、そうした内部の不統一を表には出さなかった。東ティモールの治安状況は、そうしたインドネシアの国家としての内部分裂を反映していた⁴⁶⁾。

国連は投票後にも予測される治安の悪化に対応するため、インドネシアと協議を重ねた。しかしインドネシアは国民協議会が正式に東ティモールの分離を決定するまで、インドネシアのみが現地の治安の責任を有するという立場を堅持して一切、妥協しなかった。国連は文民警察官と軍事連絡員の増員を計画したが、安保理がそれを決定するためには、8月27日の決議採択まで待たねばならなかった。したがって、投票前に増員される見込みはなかった。また、投票後、文民警察官と選挙管理官は200カ所の投票所から直ちに引き揚げるようになっていたため、投票後、国際的なプレゼンスが一時空白になるという事態は避けられなかった⁴⁷⁾。

選挙キャンペーンの最後の日である8月26日は、統合派のキャンペーンであったが、非常に暴力的な様相を帯びた。ディリ市内では、統合派のキャンペーン・トラックに乗っていた民兵たちが発砲する騒ぎが起こり、少なくとも6名の市民が死亡した。証言者によれば、発砲した中には機動部隊もいたということである。この事件によってUNAMETのディリ選挙管理事務所は夜まで閉鎖され、市内は緊張につつまれた⁴⁸⁾。

8月30日の投票日には、7カ所の投票所で民兵による脅迫のため一時的な投票の中断はあったものの、投票率は98.6%となった。しかし、投票が終了したあたりから、いくつかの投票所で民兵が投票箱の移送を妨害するなど、治安は再び悪化し始めた。投票所の東ティモール人スタッフが、投票箱を移送しようとしたところを襲われ死亡するという事件や、同じく投票箱の移送を警護していたアメリカ人文民警察官が軍か警察（機動部隊）の発砲で腹部に銃弾を受け、ダーウィンまで緊急輸送されるといった事件がおきた。

住民のなかには投票後、インドネシア軍と民兵の襲撃をおそれて、山地に避難する人たちも出始めた。UNAMETは投票後も東ティモールに残ると言明していたが、本部のあったディリはともかく、8つの地方事務所は細々とそのプレゼンスを維持していたに過ぎず、その他の地域からは国連スタッフは全員引き揚げた⁴⁹⁾。

第3節 治安の悪化と東ティモール国際軍 (INTERFET)

直接投票の開票結果は東ティモールと国連本部で同時に発表された。ディリでは1999年9月4日午前9時にマーティン特別代表がメディアに対して、ニューヨーク（3日午後9時）ではアナン事務総長が安保理に対して発表を行った。その内容は、投票登録者451,792人でこれは住民協議のための適正な基盤とみなされること、また自治案に賛成する票数が94,388で21.5%、拒否する票数が344,580で78.5%を占めること、したがって東ティモール人民の意思は明確に自治案を拒否しており、圧倒的多数の東ティモール人が独立を望んでいることは明らかである、というものであった⁵⁰⁾。

10時にはハビビ大統領がテレビ演説を行い、東ティモールの独立を意味する投票結果の受入れと、治安維持に万全を期すよう軍司令官と警察長官に命令したと述べた。しかし投票結果の発表直後から、インドネシア軍に支持された統合派民兵が、組織的に独立派住民や国連機関、救援団体、ジャーナリス

トへの襲撃、放火や破壊などの焦土作戦を全土にわたって展開することになる。例えば、大統領の演説の2時間後にはUNAMETの8カ所の地方事務所のほとんどを民兵が包囲し襲撃し始め、投票結果が公表された4日中に独立派活動家、独立派とみられた土地の有力者、国連に協力した東ティモール人、および彼等の家族に対する殺害、レイプなどが行われ、翌日の5日にはディリのカトリック教区事務所が、6日にはベロ司教邸が襲撃された⁵¹⁾。また、スアイの教会での虐殺、マリアナの警察署での虐殺、オイクシでの虐殺など、全土で500～1500人と見積られる人々が殺害された⁵²⁾。

このように治安が急激に悪化する中、UNAMET本部はディリで唯一安全な場所として、東ティモール全土から国連スタッフが集められるとともに外国人ジャーナリスト、投票監視員、ポルトガル政府派遣団なども民兵に追われてやってきた。また、隣の学校敷地には約2000人の難民が保護を求めて集まっていたが、5日に起きた発砲騒ぎで彼等もUNAMET本部になだれ込み、本部は深刻な食糧・水不足に陥った。国連要員が港の倉庫に貯蔵してある食糧を取りに出たが、民兵に銃撃され引き返すという状況のなかUNAMETは6日、大部分のスタッフをオーストラリアのダーウィンへの移送を決断した⁵³⁾。

こうした情勢に対応してインドネシア政府により派遣されたアラタス外相とウィラント国軍司令官がディリ空港で5日にイアン・マーティン事務総長特別代表と会談した。彼等は特別代表に、インドネシアの治安当局は民兵に対し暴力をやめさせようと説得していること、またもし民兵に銃を向ければ戦闘になると釈明した。しかしその説得が何の効果もあげていないことは明白であった⁵⁴⁾。

治安に責任を負っているインドネシアが事態を收拾できず、インドネシア国軍が果たす役割が明らかになるにつれて、インドネシアに対する非難と国際的な軍事介入を求める声は一層、大きくなった。もともと国連では、投票結果を受けてインドネシア国民協議会が東ティモールの独立を承認した後に、平和維持部隊の展開（第3段階）を計画していたのであるが、ポルトガルは投票結果の発表前から、事態

が悪化した場合には国際部隊の設置を迅速に行うことを要求していた。一方、オーストラリアとニュージーランドは国際部隊の東ティモール派遣を予想して準備を進め、派兵のため待機していた⁵⁵⁾。

国連では安保理常任理事国のうち英国と米国が、軍事介入について事務局と協議を行っていた。選択肢の1つは、第3段階で計画されていたPKO部隊の展開であるが、これには手続き上、数週間かかる。たとえ平和維持軍の先遣隊が迅速に展開できたとしても、当初の任務は、平和維持ではなく平和強制となる。したがって唯一の実効的な手段は、安保理の権威の下での、加盟国グループによる‘有志連合 coalition of the willing’すなわち多国籍軍の派遣であり、その後、事態が落ち着いてきたら平和維持軍を展開する、という結論に至った⁵⁶⁾。しかしインドネシアは、そうした国際部隊の受入れを一貫して拒否してきたし、9月5日にオーストラリアのダウナー外相が、インドネシアの同意に基づき、安保理の権威の下に置かれる多国籍軍を主導する用意があると公式に表明したときにも、これまで同様拒否した⁵⁷⁾。

7日、ハビビ大統領は、東ティモールの治安回復のためであるとして非常事態宣言を発令し、新たな部隊投入を約束した。しかし、国連と米国、豪、ニュージーランド、英国など主要関係国に加え、日本などのアジア諸国までもインドネシア政府に対して国際部隊を受け入れるよう圧力をかけ続けた。例えば、米国に続きニュージーランドもインドネシアとの軍事協力の停止を表明、EUは武器禁輸を決定した。8日、世界銀行のウォルフエルソン総裁は資金援助を継続するためには、インドネシアは東ティモールの秩序と平和を直ちに回復し、住民投票の結果を尊重する必要があるとの書簡をハビビに送った。また9月12日、ニュージーランドで開かれたAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の閣僚会議では、特別に東ティモール危機が議題とされ、暴力の阻止を支援する国際的介入を支持するという意思が表明され、会議に欠席したハビビ大統領とアラタス外相に伝えられた⁵⁸⁾。

他方で、国連において国際部隊の派遣に向けて動きが見られた。安保理は5理事国（ナミビア・マ

レーシア・オランダ・スロヴェニア・イギリス）の代表から構成される調査団を9月8日から12日にかけてジャカルタとディリに派遣した。この安保理派遣団は、現地を視察するとともに、インドネシア政府と5月5日協定の実施のための具体的手段を協議した。国連本部では10日に事務総長が声明を行い、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンそしてマレーシアが国際部隊に参加する意思を示していること、並びに、その申し出をインドネシア政府が遅滞なく受け入れなければ、人道に対する罪に至る責任から逃れられない、と述べた。翌11日には安保理公式会合が招集され、例外的に50余カ国もの政府代表者が参加して6時間にわたって東ティモール問題を審議した。ほとんどの代表者が東ティモールにおける暴力を強く非難し、多数の安保理理事国がインドネシアによる国際部隊を受入れの必要性を強く主張した。そのなかで中国とロシアは、国際部隊の派遣にあたってインドネシアの同意と安保理の権威が必要であることを強調した。他方で、非同盟諸国のうち2、3カ国が、東ティモールにおける事態よりも軍事介入の先例について懸念を表明し、また治安を回復することができるというインドネシアの主張を支持した。アジア諸国は、インドネシアの98年の政変とその後のハビビ大統領のもとでの政治状況を理解することが必要であると表明したが、韓国とフィリピンはインドネシアが国際部隊派遣に同意することを希望し、またそうした部隊への参加を表明した。このように11日の安保理会合では、インドネシアの孤立が際立った⁵⁹⁾。

そしてついにハビビ大統領は12日アナン事務総長に電話をかけ、東ティモールにおける平和と安全を回復するため国連の支援を要請する、すなわち国際部隊の受け入れを認めると通告した。この後、直ちに、多国籍軍設置に向けて具体的な詰めが行われるのであるが、最大の問題は、インドネシアがオーストラリアの主導に強く反対していたことである。豪が多国籍軍の中核となる部隊を提供することになるのは明らかであったが、インドネシアはアジア諸国からできるだけ多数の部隊が参加し、司令官をASEANから出すことを望んでいた。アジア諸国も

また、豪が中心的役割を果たすことに抵抗感を示したが、自らの派兵に必ずしも積極的であるとは言えなかった⁶⁰⁾。

オーストラリアとしては、派兵はインドネシアの同意がある場合のみであることを一貫して表明する一方、自国が多国籍軍を指揮すること、そして多国籍軍が強力な権限をもつことがその参加の必須条件であるとしていた。そして豪は授權されればすぐに動く準備ができていた。他方、安保理では多国籍軍ではなく平和強制部隊を派遣する可能性も提起されたが、その場合には指揮権を国連がもつことになり、オーストラリアの協力を期待できなくなる。したがって最初は多国籍軍が入り、可能な限り早急に平和維持部隊と入れ替わるということになった⁶¹⁾。

事務総長はインドネシアに対し、オーストラリアに司令官の任命を要請していると伝え、安保理では多国籍軍の設置に関する決議案作成に向け審議が行われた。豪と米国は、憲章第7章の下での強制力を持った部隊にするという立場を堅持していたが、インドネシアに友好的な諸国は当初これに反対し、第6章の下での通常のPKO部隊にすることを主張した。しかし、インドネシアのアラタス外相自身が、東ティモールにおける任務はPKOではなく平和強制であるとして第7章のもとでの行動を認めた⁶²⁾。

こうして安保理は9月15日、東ティモールの平和と安全を回復するための多国籍軍、東ティモール国際軍 (INTERFET, International Force in East Timor) を創設する決議1264を採択した。同決議の前文において安保理は「東ティモールにおいて組織的・広範かつ非道に、国際人道法と人権法が侵害されていることを指摘する報告書に懸念を表明し、また、そうした侵害を犯す人々は、個人として責任を負うものであることを強調」し、「東ティモールにおける現在の事態を平和と安全への脅威であると決定」し、憲章第7章の下で行動すると述べ、主文において次の3つの任務をもつ、統一された指揮の下での多国籍軍の設置を容認した (第3項)。その任務とは、東ティモールにおける平和と安全を回復し、任務を遂行する UNAMET を保護し支援し、そして、可能な範囲での人道援助活動を促進することである。そし

て、多国籍軍に参加する諸国は、これらの任務を達成するため必要な全ての措置をとることを容認された。続く第4項において安保理は、多国籍軍が任務を実施するにあたり全面的に同軍と協力するというインドネシア政府の誓約を歓迎し、多国籍軍とインドネシア政府との緊密な協力を期待する、とした⁶³⁾。

次に、この決議に基づく多国籍軍の派遣とその活動状況を見ていきたい。

多国籍軍の司令官にはオーストラリアのコスグローブ少将、副司令官にはタイのソンキッティ少将が任命された。豪は UNAMET を東ティモールから脱出させ、また多国籍軍を上陸させるため、その部隊を決議採択に先立って9月8日、公式に警戒態勢に置いた。多国籍軍の主要な要員がダーウィンに集結し、9月19日にはコスグローブ司令官は、副司令官および各国部隊長やマーティン事務総長特別代表とともにディリへ飛び、インドネシア国軍 (TNI) の撤退と多国籍軍による交替の日程をインドネシア軍司令官と協議した。コスグローブ司令官は、多国籍軍に対し攻撃してくる恐れのある統合派民兵について「彼らが多国籍軍の任務を理解してくれることを望む」としながらも「暴力を持ち込む者は誰でも断固とした措置をとる」と語った⁶⁴⁾。

そして9月20日早朝から多国籍軍の第1陣が豪北部のダーウィンやクインズランド州のタウンズビルの基地などから空路で出発、同日朝、続々と東ティモールのディリに到着した。豪軍を中心に英国、ニュージーランド、タイの各国部隊から成り、同夕までに総勢約2500人にのぼった。派遣は「安定化作戦 (Operation Stabilize)」と名付けられた。

多国籍軍の派遣に対抗して19日、東ティモールの統合派指導者は西部バリボで数百人規模の集会を開き、新しく「民族統一戦線」を結成した。これは統合派の政治社会組織や武装組織をすべて統一する形の新組織であるとされ、同組織は東ティモールの2分割案を主張し、武装解除に抵抗する姿勢を見せている。2分割案とは、西ティモールと境界を接するボボナロ・コバリマの2県と飛び地オイクシ県の3県が東ティモールから分離してインドネシアと統合

するといふもので、議長に就任したソアレス氏は「東ティモールを新植民地主義の抑圧から解放し、インドネシア共和国の統一を守る」と述べた。また指導者の1人であるグテレス氏は「多国籍軍が我々を追い払おうと考えるのは大きな間違いだ」と述べ、2分割案を多国籍軍が受け入れるよう主張した⁶⁵⁾。

21日、多国籍軍は統合派民兵12～15人を逮捕し武器を押収して活動を開始した。コスグローブ司令官は、同日、多国籍軍が東ティモール全域に展開して治安を掌握するのには、数週間かかるという見通しを述べた。他方ディリでは21日、ファイナンシャル・タイムズ紙のオランダ人記者が殺害された。他にも外国人記者が襲われる事件が起きており、報道陣の再脱出も始まった。

23日には、本格的な発砲事件が起きるなど治安状況が悪化、再び緊張が高まり始めた。現地からの情報によると同日昼ころ、ディリ港や多国籍軍司令部の近辺で威嚇と見られる発砲が多数あり、同軍兵士は自動小銃を構えて周辺に散り、応戦態勢をとるなど、一時は市街戦の様相を呈した。多国籍軍展開後、初めての本格的な発砲であったが、負傷者は出なかった。

同日、インドネシアにより戒厳令は解除され、国軍は既に治安に責任を負う立場ではなくなった。多国籍軍の活動は正念場を迎えた。

多国籍軍は民兵を拘束したり、民兵組織の本部から大量の自家製銃を押収するなどの活動を進めており、追い詰められた民兵が反撃に出るのではないかと噂が流れている。コスグローブ司令官が記者会見で、民兵たちが西ティモールから境界を越えて、再び東ティモールに入り込もうとしているとの情報があると述べた。西ティモールに多数の民兵が集結しているとの情報もある。多国籍軍は東ティモール以外では活動できないため、アタンブアなど西ティモール側の境界地域が民兵の出撃基地と化していた。ディリでは山間部からの避難民が戻り始めたところであり、民兵やインドネシア国軍を離脱した東ティモール出身兵らが反攻に出れば、流血の事態に発展する懸念がある⁶⁶⁾。

24日に多国籍軍は、騒乱の責任者とみられる統合

派民兵の幹部らをディリで逮捕したと発表した。多国籍軍は各地に潜伏している民兵の逮捕を集中的に行う予定である。また、UNAMETのウィムハースト報道官によると、多国籍軍機が西部地域を偵察したところ、民兵の放火によるとみられる火災でマリアナ、スアイ、アイナロで建物がほぼ焼失していた。アイナロではまだ数軒の家屋が燃えていた。UNAMETの偵察では、西部の各都市に住民がいる様子はなかった。民兵が住民虐待の証拠隠滅のため破壊活動が続けているという見方も出ている。

同24日の民兵の取り締まりは、港に近い廃屋を対象に行われ、オーストラリア軍兵士が搜索し、民兵組織アイタラクの小隊長格の幹部の他、数人を銃の不法所持などで逮捕した。鞆に入った現金なども押収した。コスグローブ司令官は同日、豪の公共ラジオ放送に対して「ディリも完全に掌握できていない。民兵は依然、自由に武器を持っている」と語った⁶⁷⁾。

東ティモールにおける治安上の責任が27日にインドネシア国軍から多国籍軍に移行することに関連して、26日コスグローブ司令官は、東ティモール駐留のインドネシア国軍兵士はこれまでに15,000人から順次撤退し、一両日中に1,500人規模になると語った。司令官の発言はオーストラリアの民間テレビのインタビューに答えたもので、国軍兵士の撤退に合わせて「統合派民兵はこれで後ろ盾を失う。民兵が武器を捨てて、話し合いの場に出れば、和平に早期の展望が開かれる」とした。

しかし、UNAMETの報道官は、国軍兵士は撤退に合わせて施設を燃やしていると指摘、「国軍は組織的な破壊工作を行っている」と批判した。ディリ市内ではまだ公共施設の破壊が見られ、インドネシア警察や教育文化関係の役所の建物が火をつけられ、炎上したという。またディリ郊外では25日、住民2人の他殺体が発見された。統合派民兵の犯行ではないかと見られ、UNAMETが調査を開始した⁶⁸⁾。

多国籍軍が展開を始めてから27日で1週間がたった。恐怖と破壊の日々を過ごしてきた住民に多国籍軍は歓呼の声で迎えられ、無政府状態だった東ティモールに少しずつ秩序が戻り始めたかに見える。インドネシア国軍はこの日、治安の権限を多国籍軍に

移譲したと発表した。これからは統合派民兵が支配する西部地域にも多国籍軍が直接進駐していくことになり、武力衝突が心配される。例えば27日に、ディリから約30km 西にある民兵の拠点の1つ、リキサに多国籍軍は進駐した。150人の部隊がヘリコプターと装甲車で町に入った。約30人の民兵がいるとの情報があったが、部隊が入ったときは逃げた後だったという。ディリ以外への進出は東部のバウカウに続いて2カ所目となる。

統合派民兵は、西ティモールのアタンブア（東ティモールとの境界に近い）に集結し、多国籍軍との戦闘も辞さない構えだ。コスグローブ司令官は26日、統合派民兵に対して武装解除を要求するとともに、対話と呼びかけたが、統合派幹部のタパレス氏は「多国籍軍は独立派住民の通報で、統合派民兵を見つけて理由もなく逮捕している」「非中立的な行動はUNAMETと変わらない」と反発している⁶⁹⁾。

多国籍軍の兵力は9月27日現在、豪、ニュージーランド、英国、フィリピン、タイの5カ国の約4,000人で、11月初めまでには7,500人に達する。豪国防省のローソン報道官は「すべて計画通り。順調だ」と言う。しかし実際にはまだ一部の町という点を押さえているに過ぎない。

一方、主力となる豪に対してアジア諸国からの反発も出ている。豪軍兵士が統合派民兵の頭に自動小銃を突きつける映像がテレビで流れた。これを見たタイ国防省幹部は「ショックだ。緊張を和らげるために出動するのだ。豪軍のやりかたは攻撃的だ」と語ったという。タイは多国籍軍の副司令官を出している。だが国内では、派遣によってインドネシアとの友好関係にひびが入るのではとの懸念も経済界を中心に強い。また、豪のハワード首相がアジア・太平洋地域の平和維持に、米国の代理として豪が指導力を発揮すると述べた「世界の警察官の代理」発言もアジア諸国を刺激した。同首相は27日、「地域の問題は地域で対処すべきだというのが真意だ」と弁明したが、マレーシアの政治家や新聞からは「白人優先の差別的発言だ」との反発が出ている。ジャカルタでも多国籍軍の「民兵狩り」をやりすぎだと批判する声が高まっている。インドネシア国家人権委

員会のグルマン委員長は「こうした方法は新たな問題を生み出すだろう。多国籍軍は東ティモールを戦場にしたいのか」と警告する⁷⁰⁾。

日本政府は東ティモール問題への貢献策として、9月16日に多国籍軍への資金拠出を表明していたが、2週間近く過ぎた28日になっても未だに拠出額が決まっていない。日本が出す資金は、多国籍軍に参加する意思はあっても財政的に厳しいアジアの途上国などを支援することを目的としている。しかし「国連から多国籍軍の全体象が示されなければ額は決められない」とする日本と、「額が決まれば参加する」というアジア諸国との間で議論がすれ違っている。

日本政府としては、東ティモールにおける治安回復を効果的に進めるには多国籍軍へのアジアからの参加が不可欠であり、その呼び水にするため、額が決まらない段階であえて拠出を決定した（外務省幹部）という。多国籍軍を主導するオーストラリアにインドネシアなどから反発も出ているため、アジアからの早急な参加が望まれ、オーストラリア政府は日本側に拠出額を早く決めるよう促している。

多国籍軍の活動経費は参加各国の自己負担が原則であるが、自費での参加が難しい国のために国連に信託基金が設けられる。そこに日本が資金を拠出する仕組みだが、政府は「多国籍軍の全体の構成や経費などが国連から示されたら額を決めたい」という立場だ。国連側からの全体象の提示が遅れているのは、多国籍軍の駐留期間が読み切れないことや、アジアから参加する国の意思や能力を見極めるのに時間がかかっているためとみられる。とはいえ、信託基金の大半を日本が負担する見通しであることから、日本の拠出額が決まらなければアジア各国の参加が遅れ、東ティモールの治安回復に影響を与えかねない⁷¹⁾。

10月5日未明、西ティモールの境界まで5 kmの東ティモール・バリボ地区にある多国籍軍の前線基地近くで、軍服を着て自動小銃を持った兵士が偵察活動をしているのが目撃された。多国籍軍の監視装置でわかったもので、多国籍軍は「兵士の装備などから見て、西ティモールから越境して来たインドネ

シア国軍兵士である可能性が大きい」としている。兵士は2人確認されたが、4、5人で活動していたとみられる。防弾チョッキを着ており正規軍の服装だったという。多国籍軍はパトロールを強化しているが、インドネシアが東ティモールの主権を依然として保持していると主張していることを考慮して、それ以上の軍事行動はとらないとしている。

また4日午後、西ティモール・アタンブアの避難民収容所から逃げてきた男性（22歳）がバリボ近くで多国籍軍に保護された。生き延びるために民兵の一員になっていたといい、「民兵が攻撃する計画を多国籍軍に伝えるため」逃げてきた、という。ディリの多国籍軍本部で事情を聞かれている。

バリボの前線本部近くの丘には、多国籍軍の塹壕が掘られ、西ティモール方面を監視している。5日には塹壕に積み上げる土嚢をつくる作業が行われ、静かな中にも緊迫した雰囲気が漂っていた⁷²⁾。

10月17日、多国籍軍の出動から間もなく1カ月になるが、軍幹部は「順調に作戦が展開されている」と評価している。多国籍軍は民兵との衝突を警戒して西ティモールの境界沿いの西部地域に兵力の半数を配置している。兵力は豪軍の4,800人を主体に6,000人となった。約3,000人が西部で活動している。西部地域に配置されている兵士は豪軍が中心で、比較的治安が安定している東部にはフィリピン、タイ、韓国の兵士が配置されている。

多国籍軍と民兵との銃撃戦は16日にも西部であり、民兵3人が死亡した。多国籍軍の広報担当ケリー大佐は「西部での治安維持に重点を置いて、早急に全土での市民生活の正常化を実現したい」と話している。

市民生活は次第に正常に戻りつつある。ディリ市内ではマーケットが再開され、野菜、果物、衣類、雑貨などを売る露店が百軒ほど出ている。しかし、商品の多くは以前より3倍から4倍も高くなっている。輸送トラックが少なく、運賃が上がったためだという。

緊急援助物資は、国連の関係機関や非政府組織(NGO)が配布している。マウンテン国連調整官によると、7つの国連機関から100人が派遣され、30

のNGOメンバー250人が地元民の臨時職員200人の協力で活動している。破壊された自宅を離れて山などに逃げた住民はまだ40万人おり、10月末からの雨期を前に住宅の再建が急務となっている。トタンや木材、セメントなどの建設資材が必要で、マウンテン氏は「日本政府など各国の一層の援助を期待する」と語った⁷³⁾。

他方で、治安状況の好転を受けて同10月25日、国連安保理は東ティモールの独立を支援するPKO、国連東ティモール暫定的統治機構(UNTAET, United Nations Transitional Administration in East Timor)の設置決議を採択した。UNTAETでは、その非軍事部門が行政、立法、司法の3権を行使してゼロからの国造りに取り組み、軍事部門である平和維持軍は任務遂行の妨害に対して武力を使用する権限をもつことになる。事務総長がUNTAETをできるだけ早急に設置し、多国籍軍の任務を引き継ぐ、と記者会見で述べた⁷⁴⁾。

10月30日にはインドネシア国軍は撤退を完了した。11月2日にはダウナー豪外相が、平和と安全が回復していることから、UNTAETへの交代が円滑に行われるだろうと述べ、交代の時期について2000年1月中旬から2月初めを目標とすること、また約9,000人の多国籍軍のうち5,000人を占める豪軍を、多国籍軍とほぼ同規模となるUNTAETの平和維持軍では約1,700人に縮小する方針を明らかにした⁷⁵⁾。

しかし11月5日にはUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)が、西ティモールでは民兵たちがUNHCR職員や帰還しようとする難民を脅し続けている、と警鐘を発した。この問題に関連して、11月22日、多国籍軍とインドネシア国軍は、西ティモールからの東ティモール難民帰還を促進するための合意に署名し、翌2000年1月には多国籍軍・UNTAET・インドネシア国軍の三者間で、東西ティモールの境界地点での協力の拡大に関する合意覚書が署名され、三者は、難民帰還を促進するため11カ所の境界地点に検問所を設置することに合意した⁷⁶⁾。

11月17日までに多国籍軍は、独立に反対する民兵集団が起こした騒乱で殺害されたと見られる複数の

遺体が残された場所を全部で数十カ所発見した。人道に対する罪を究明するため国連が設置した国際調査委員会は、週末にも現地入りして10日間にわたる調査を行う。その証拠集めでは、多国籍軍が現場保存している複数の遺体の発見場所がカギを握る⁷⁷⁾。

2000年1月18日・19日になっても多国籍軍と、西ティモールから東ティモールのオイクシに入った武装民兵が衝突するという事件が発生したが、概して治安状況は落ち着いてきた。2月1日に多国籍軍は、東部区域の指揮権をUNTAET司令官に正式に譲渡したことを皮切りにUNTAETへの平和維持権限の移譲を開始、14日には、中央地区、15日オイクシ、21日に西部地区の管轄権がUNTAETへ移り、23日には軍事指揮権が多国籍軍からUNTAETに正式に移譲されることになり、ディリで記念式典が行われた。これをもって多国籍軍の任務は終了した⁷⁸⁾。

なお、INTERFETの兵力は最大時に22カ国からの約10,000人であった。そのうち4,500人の兵力を擁するオーストラリアが、作戦の成功に支配的な役割を果たしたが、重要な戦力がニュージーランド、カナダ、英国、イタリアから提供された。韓国とASEAN諸国（タイ、マレーシア、フィリピン）からは2,000人までで、そのうちタイは1,600人の部隊を展開した。米国は重要な後方支援を行いオーストラリア軍の迅速な展開を支援したが、歩兵部隊の派遣は行わなかった⁷⁹⁾。

ところでインドネシア政府は、国連の取組みにどのように対応したのだろうか。

1999年9月28日、インドネシアはポルトガルと国連との三者協議で、東ティモールは依然として法的にはインドネシアの支配下にあるとしながらも、国連が事実上、権力を行使して同地域で生じている権力の空白を埋めることに同意し、以後、インドネシア軍もこれといって抵抗する構えを見せなかった⁸⁰⁾。

インドネシアは5月5日協定に従って特別の自治が拒否される場合には、国民協議会が東ティモールの分離手続きを行うことになっていた。6月の総選挙で選ばれた新しい国民協議会は、様々な議論を経たのちに、東ティモール併合を承認した76年の国民

協議会決定を無効にする決議を1999年10月20日、採択した。これによってインドネシアは東ティモールを手放したことになる。この決定は、住民投票の結果は東ティモール人が75年のバリボ宣言(統合宣言)に対する態度を変えたことを意味するという認識に基づき、併合そのものは合法的だったとの立場を維持していた⁸¹⁾。

以上のように、当初、多国籍軍の活動にはインドネシア国軍と民兵の活動により危険が伴い犠牲者がでると予測されていた。実際、統合派民兵は多国籍軍に対し敵対的な姿勢を表明していたし、インドネシア政府は多国籍軍の展開に同意していたものの、国軍が安保理決議に従って多国籍軍と協力するという確証はなかった。国軍の東ティモールへの関わりが非常に深く、1975年以降の東ティモールの独立派ゲリラとの戦闘で2万人の兵士が死亡したと見積もられ、さらに当時の国軍兵士の多数が東ティモール人であるという事実からも、同軍の対応は予測できないと見られていた⁸²⁾。

実際には、インドネシア国軍は多国籍軍に抵抗せず、国連との合意通り撤退したが、撤退の過程で国軍の中の不満分子と統合派民兵は事件をおこし続けた。全般的に見て、多国籍軍と民兵との間での銃撃戦は散発的なものであり、大規模な衝突はなく、多国籍軍は全土を制圧したといえる。

おわりに

以上見てきたように国連は特に1999年以降、東ティモールの独立へ向けて大きく関わってきた。東ティモールは1975年12月のインドネシアによる軍事侵攻とその後の併合により、事実上その支配下に置かれてきたため、国連における東ティモール問題は当初、主に自決権の問題として扱われた。しかし、80年代には自決権行使の実現に向けての動きが見られないため、主に人権問題として人権委員会でクローズアップされ、90年代末になってインドネシアの姿勢が変化し、人権問題としてだけではなく再び自決権の問題として注目されることになった。

総会と安保理はその決議において、東ティモールを施政国ポルトガルのもとでの非自治地域と位置付け、東ティモール人民の自決権を認め、インドネシア軍の撤退を要求している。ICJは東ティモール事件の管轄権判決（1995年6月）において管轄権を否定しつつ、東ティモールは非自治地域でありその住民は自決権を有するとした。しかしインドネシアはこれら国連の諸文書に応じなかった。

インドネシアの立場は、当初から一貫している。それは、東ティモール人は1976年に既に自決権行使してインドネシアに統合されたのであり、99年8月の直接投票は、インドネシア政府がインドネシアの一部である東ティモールに対する特別の自治付与案について住民の意思を確認するものであり、その結果に応じて国民協議会が分離の決定を行ったというものである。

国連の立場としては、東ティモールはポルトガルを施政国とする非自治地域であり、諸文書のなかで東ティモールが非自治地域であることに言及しているが、国連は、今回の独立の過程においてインドネシアの立場にはあえて触れないという対応をしている。例えば国連の下で直接投票の実施のために締結された3つの協定について、その実際的必要から、国連は主にインドネシアと交渉し、枠組となる協定にはインドネシア政府とポルトガル政府が当事者として調印し、具体的実施に対する協定についてはポルトガルとインドネシア、国連事務総長が当事者となる形をとった。また、UNAMETを設置する決議では「東ティモール人民が、インドネシア共和国の一部としての東ティモールに特別の自治を提供する憲法上の枠組を受け入れるか、それとも、提案されている特別の自治を拒否する（それはインドネシアからの東ティモールの分離に至る）かどうかを確認するため」UNAMETを設置することを決定する、と規定している（決議1256主文第1項）。

このように東ティモールを自国領域の一部であるとするインドネシアの主張については、国連としては何ら評価を下さないまま決議文に掲載することにより、インドネシアを交渉の場に留めて国連は、東ティモール住民の直接選挙を実施することができた。

この選挙は実質的に、インドネシアに残留するか独立するかを問うものであって、東ティモール人の自決権行使を認めるものであると言える。もし、国連が、この選挙に関するインドネシアの立場を非難すれば、インドネシアは今回の直接投票に応じなかった可能性が強い。こうした国連外交は評価できる。

また、選挙そのものについては、治安の悪化のため有権者登録の終了と投票日が当初の予定日より延期されたものの有権者登録数は約45万人、投票率は98.6%であった。その意味では、投票は成功であったと言える。

他方で、東ティモールにおける治安の維持については、疑問が残る。この点についてまず、武装解除の任務を与えられた平和安定委員会について。この委員会は、インドネシア国軍のイニシアティブにより設置されたため、政府関係者を多く含み、国連を全く排除した構成をとっていた。治安を維持する上で武装解除は決定的に重要であるにもかかわらず、国連は同委員会の構成を追認する形となり、予想通りこの委員会は武装解除をほとんど行わなかった。

次に、治安が悪化していたにもかかわらず、投票が実施されたことについて。直接投票が公表された1999年1月以降、基本的に東ティモールでは治安が悪く、UNAMETが活動を開始してから投票直前においても同様である。例えば6月29日にマリアナでUNAMETの地方事務所が襲われ、7月4日にはリキサで国連の車を含むボランティアの車列が襲撃され、8月26日の投票キャンペーン最終日にはディリ市内で統合派が騒乱を起こして、独立派の中心組織であるCNRT（ティモール民族抵抗評議会）の事務所が完全に破壊され、近くの独立派の村では統合派の銃撃により独立派住民が死亡するという事件が発生している⁸³⁾。また投票後にも混乱が十分に予測されていた。

投票は、UNAMETの選挙管理委員会の現地の治安状況の報告に基づいて、事務総長が「治安は安定しており、公平な選挙ができる」と判断した後に行われることになっていた。現実には、同委員会は、治安が悪化していると国連本部に報告し続けたが、これ以上待っても治安の回復が望めず、他方でイン

ドネシア政府は投票の早期実施を希望していた。したがって事務総長は、投票そのものが実施できなくなる恐れから、治安上の懸念はあったにもかかわらず、8月30日に投票実施を決定した。

第3に、治安の維持において最大の問題は、9月4日の投票結果の発表以降、統合派民兵が組織的に行った焦土作戦である。2000年1月31日の国連人権委員会における報告書によれば、民兵はインドネシア国軍により徴兵され、装備を与えられて訓練され、指揮下におかれ、また時にはインドネシア国軍自ら暴力行為に参加した。そして同報告書は、直接投票の前後に行われた脅迫、テロ行為、殺害その他の暴力行為について、最終的にインドネシア国軍に責任があるとしている。

5月5日協定では、治安の責任はインドネシアの適切な当局、警察にあるとされた（5月5日協定のいわゆる治安に関する協定第4条）。しかし、協定調印の時点で民兵と国軍の関係が明確にされていなかったとしても、民兵が設立された段階から国軍の関与は疑われていた。したがって、民兵の活動をインドネシア警察が制御するのは困難であり、東ティモール全体の治安責任を警察に負わせることは不可能であったと考えられる⁸⁴⁾。

このようにインドネシア国軍が治安維持の鍵を握っていたのであるが、インドネシア政府は国軍を掌握しておらず、国軍は政府の指示に従わなかった。こういったインドネシアの国内情勢を考慮に入れば、5月5日協定の当事者としてインドネシア国軍を含めるべきであった。

さらに言えば、5月5日の協定の時点でも既に、治安の責任を警察であれ国軍であれインドネシアに任せること自体、非現実的であると見られていた。東ティモールの治安を維持するためには、9月15日決議に基づき派遣されたような多国籍軍による行動が必要であった。しかしインドネシア政府は平和維持軍の受け入れも拒否していたし、オーストラリアもインドネシア政府の同意なしには派兵するつもりはなかった。

5月5日協定の調印に至るインドネシアと国連の交渉過程をたどってみれば⁸⁵⁾、治安の維持の責任を

「インドネシアの適切な当局、警察に」負わせるという選択しか残されていなかったように思える。しかし、次善策として先述のように5月5日協定の当事者としてインドネシア国軍を含めることは可能であったのではないか。また、直接投票の時期を8月30日より延ばすことができなかったにしても、UNAMETの活動開始以降の民兵とインドネシア国軍の行動の事実をインドネシア政府につきつけて、同政府から治安に関するさらなる妥協を引出して投票に備えることもできたのではないかと考えられる。

注

- 1) 共同通信社編『世界年鑑2002』共同通信社、2002年、198頁；松野明久『東ティモール独立史』早稲田大学出版部、2002年12月、1頁。
戦時期の日本のティモール島占領については、『(東)ティモール国際関係史 1900-1945』（後藤乾一著、みすず書房、1999年）が詳しい。
- 2) 中村就一「東ティモール独立へ（特集）」『世界年鑑2000』共同通信社、2000年、36-37頁；<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/kankei.html>（外務省ホームページ、「最近の東ティモール主要動向と日・東ティモール関係」各国・地域情勢・アジア、2002年5月9日作成；Martin, Ian, *Self-Determination in East Timor: The United Nations, the Ballot and International Intervention*, Lynne Rienner Publishers, Inc., US, 2001, pp. 11-12.
- 3) UN Document, G. A. Res. 1242 (XV), 15 December 1960.
ポルトガルは東ティモールに関する情報の提供を拒んでいたが、国連では非植民地化と施政国の義務強化への動きが活発となり、総会は1960年12月14日、植民地独立付与宣言（決議1514）を採択し、翌15日には、非自治地域に関する情報提供を義務とする決議1541を採択、この決議に基づいて同日、東ティモールは、ポルトガルの下での非自治地域とされている（決議1542）。
- 4) 山田、前掲論文、120頁；松野、前掲書、52-53、77頁。
- 5) 東ティモールの政党とその活動については、Martin, op cit., pp. 15-16；松野、前掲書、45-50頁、80-119頁；伊勢

崎賢治『東ティモール県知事日記』藤原書店、2001年、13-15頁を参照のこと。

主要3政党の正式名は次の通り (Martin, op. cit., pp. 133-134)。

APODETI: Associação Popular Democrática Timorese (Timorese Popular Democratic Association)

FRETILIN: Frente Revolucionária de Timor Lest Independente (Revolutionary Front for an Independent East Timor)

UDT: União Democrática Timorese (Timorese Democratic Union)

- 6) UN Document, A/10209-S/11813, Annex, 25 August 1975.
- 7) 松野、前掲書、46-47頁、80-119頁；UN Document, A/10402-S/11887, 29 November 1975；山田、前掲論文、121頁。
- 8) UN Document, A/C.4/808, 4 December 1975.
- 9) 山田、前掲論文、121頁；松野、前掲書、46-47頁、80-119頁。
- 10) UN Document, G. A. Res. 3485 (XXX), 12 December 1975；松野、前掲書、111-112頁。
- 11) UN Document, S/RES/384 (1975), 22 December 1975；松野、前掲書、112頁；山田、前掲論文、122頁。
- 12) 松野、前掲書、118、285頁。
- 13) UN Document, S/RES/389 (1976), 22 April 1975；松野、前掲書、116頁。
- 14) UN G. A. Res. 31/53, 1 December 1976；32/34, 28 November 1977；33/39, 13 December 1978；34/40, 21 November 1979；35/27, 11 November 1980；36/50, 24 November 1981.
- 15) 松野、前掲書、129-130頁。
- 16) 松野、前掲書、130-131頁。
- 17) 松野、前掲書、157-158頁。
- 18) 同上。
- 19) Case concerning East Timor (Portugal v. Australia), Judgement of 30 June 1995, *ICJ Reports*, p. 90.

東ティモールの自決権に関連する文献には次のような文献がある。

杉原高嶺『国際司法裁判所』有斐閣、1996年；中野進『国際法上の自決権』信山社、1996年、36-41頁；杉原高嶺「貨幣用金事件・東ティモール事件」『判例国際法』田畑茂二郎・竹本正幸・松井芳郎編集代表、東信堂、2001年、451-452頁；白杵英一「国際法上の自決権と東ティモール事件」越路正己編『21世紀の主権、人権および民族自決権』未来社、1998年、257-298頁。

- 20) 杉原、前掲論文、451頁；松野、前掲書、186-189頁。
- 21) ①の受理可能性について裁判所は、ポルトガルが法と事実に関する主張を行う一方で、オーストラリアはそれを否定しているため、両国間に法的紛争が存在しているとしてこの抗弁を却下した (杉原、前掲論文、451-452頁)。

22) *ICJ Reports*, pp. 104-105, para 35；杉原、同上。

23) 松野、前掲書、189頁。

24) インドネシアの東ティモールにおける作戦は時代によって推移してきた。83年から84年にかけては飛行機、戦車、迫撃砲など重装備を使つてのゲリラ掃討作戦、86年から87年にかけては少数精鋭部隊 (特殊部隊) を地域に分散させ、そこでゲリラ戦に自ら従事するといういわゆる地域ゲリラ戦争、89年以降は、ティモール人部隊を使用しての反乱鎮圧作戦である (松野、前掲書、155頁)。

25) ポルトガル・インドネシア間の交渉が行き詰まっていたため、国連事務総長は東ティモール人指導者による会議を開催した。東ティモールの内外から独立派、統合派、合わせて30人の東ティモール人指導者をオーストリアに集めたいわゆる「全東ティモール人包括対話」であり、第1回対話 (95年6月3日～5日) がブルクシュライニングで、第2回対話 (96年3月19日～21日) も同地で、第3回対話 (97年10月20日～23日) がクルンバツハで開かれた。例えば第1回対話では、人権の改善、総会決議37/30に従った問題の解決、東ティモール人家族の東ティモールへの往來の自由、などを求める宣言が採択された (松野、前掲書、189-192、197頁)。

インドネシアとしてはこの対話が東ティモールの政治的地位に関係しないという条件でその開催を黙認した (Martin, op. cit., p. 19)。

26) 同上、160-163頁。

27) 同上、170-172、179頁。

28) 1996年10月11日のノーベル平和賞発表によって東ティモール問題は国際社会の注目を浴びることになった。ベロ司教とラモス・ホルタの2人に平和賞の授与を決定したノーベル委員会は、「この賞が東ティモール人民の自決の権利に基づいた、東ティモール紛争の外交的解決を見出す努力を促進することを希望する」と述べ、東ティモール紛争の政治的解決を呼びかけた (松野、前掲書、193頁)。

29) 同上、181頁。

30) 同上、107-209頁。

31) 同上、212-218頁；Martin, op. cit., p. 19.

ここで述べたようなインドネシア・ポルトガル間の交渉の進展とは別に、東ティモール人によるレジスタンスについても動きがあった。レジスタンスの組織が一化されて1998年4月にCNRT (ティモール民族抵抗評議会 National Council of Timorese Resistance) が結成され、独立運動はより広い基盤を統合する形となった。最高指導者のシャナ・グスマンは、インドネシアに対する抵抗と独立運動の象徴的存在である (Martin, op. cit., p. 19；松野、前掲書、203頁)。

32) 同上、219-220頁。

33) 同上、224頁。

34) 同上、225-226頁；Martin, op. cit., p. 28.

35) 松野、前掲書、226頁；Martin, op. cit., p. 28.

36) 松野、前掲書、226-228頁。

なお、合意文書の正式な名称は次の通りである。

(1)「付属書Ⅰ 東ティモールに関するインドネシア共和国とポルトガル共和国との間の協定」、(2)「付属書Ⅱ 直接投票による東ティモール人の住民協議の態様に関する協定」、(3)「付属書Ⅲ 東ティモール住民協議」(Report of the Secretary-General, A/53/951-S/1995/513, 5 May 1999)

37) 松野、前掲書、227-228頁。

38) UN Document, S/RES/1246 (1999), 11 June 1999; 松野、前掲書、232-234頁; 折田康則/堀江良一「対談:日本の文民警察官、派遣さる(特集:蘇るインドネシア)」『外交フォーラム』No. 139、2000年3月、43頁。

39) 松野、前掲書、234頁。

40) 同上書、234-235頁。

41) 同上書、236頁。

42) 同上。

43) ファリンティル(Falintil)はCNRTの武装組織で、正式名は、'Forças Armadas de Libertação Nacional de Timor-Leste (Armed Forces for the National Liberation of East Timor)'. Martin, op. cit., p.133.

44) 松野、前掲書、236-237頁。

45) 同上書、238頁。

46) 同上書、239頁。

47) 同上書、240-241頁。

48) 同上書、239-240頁; Martin, op. cit., p. 90.

49) 松野、前掲書、242頁。

50) Martin, op. cit., p. 11.

51) 折田/堀江、前掲対談、48-49頁; 松野、前掲書、242頁。
なお、ベロ司教はバウカウから国連機でオーストラリアに避難した(松野、前掲書、242頁)。

52) 注目を集めた事件が2つあり、それは、9月21日にディリ東南部でインドネシア軍の制服を着た何者かがオランダ人記者サンデル・トゥネスを殺害した事件、9月25日にロスパロスで民兵組織ティム・アルファが聖職者とインドネシア人ジャーナリスト、アグス・ムリアワンを含む9人を襲撃、殺害した事件である。後者では、殺害を命令したとされるインドネシア陸軍特殊部隊シャフル・アンワル中尉を含む10人が、UNTATの重大犯罪部において2001年12に有罪の判決を受けている。

この他にも、殺害されたアグス・ムリアワンが撮影したフィルムに、撤退するインドネシア軍による腹いせの発砲で殺されたと考えられる人々の記録が残されている(松野、前掲書、246頁)。

東ティモールにおける1999年8月31日前後を中心とした騒乱に関し、次のような文献がある。

Richard Tanter, Mark Selden and Stephen Shalom, eds., *Bitter Flowers: East Timor, Indonesia and the World Community*, Rowman & Littlefield Publishers, 2000; John Martinkus, *A Dirty*

Little War: An Eyewitness Account of East Timor's Descent into Hell, 1997-2000, Random House Australia, 2001; Hamish McDonald, Desmond Ball, James Dunn, Gerry van Klinken, David Bouchier, Douglas Kammen and Richard Tanter, *Masters of Terror: Indonesia's Military and Violence in East Timor in 1999*, Canberra Papers on Strategy and Defence No. 145, Strategic and Defence Studies Center, Australian National University, 2002.

53) 既に外国人ジャーナリストの多くは4日に撤退しており、日本政府のチャーター機も6日にUNAMETの日本人スタッフ、政府職員、投票監視員などを乗せて出発した(松野、前掲書、243頁)。

54) 松野、同上; Martin, op. cit., p. 103.

55) 松野、前掲書、243頁; Martin, op. cit., p. 103; Wheeler, Nicholas j. and Dunne, Tim, 'East Timor and the New Humanitarian Interventionism', *International Affairs*, Vol. 77, No. 4, October 2001, p. 817.

56) Martin, op. cit., pp. 103-104.

57) Martin, op. cit., p. 104; 松野、前掲書、243-244頁。

58) 松野、前掲書、244頁; Wheeler, N. j. and Dunne, T., op. cit., pp. 818-820; Martin, op. cit., pp. 106-109.

59) Martin, *ibid.*, pp. 111-112.

60) *Ibid.*, p. 112.

61) *Ibid.*

62) *Ibid.*, p. 114.

63) UN Document, S/RES/1264 (1999), 15 September 1999.

64) Martin, op. cit., pp. 114; 『朝日新聞』1999年9月20日「東ティモール国際軍、きょう第一陣2500人 司令官、国軍と協議」

65) 同上、1999年9月20日「多国籍軍第一陣、東ティモール着 空路ディリに」「東ティモール国際軍、きょう第一陣2500人 司令官、国軍と協議」「残留派が統一組織」

66) 同上、1999年9月22日「『治安掌握に数週間必要』東ティモール国際軍」; 9月24日「治安悪化、再び緊張 民兵集結?の動き」

67) 同上、1999年9月25日「多国籍軍、民兵幹部を逮捕」

68) 同上、1999年9月27日「国軍、撤退時放火 住民の他殺体も発見」

69) 同上、1999年9月28日「国軍から治安権限移譲 東ティモールの多国籍軍展開1週間」

70) 同上。

71) 同上、1999年9月29日「アジア諸国と日本、議論にズレ 東ティモール多国籍軍支援」

72) 同上、1999年10月6日「国軍兵士が基地偵察? 多国籍軍が目撃」

73) 同上、1999年10月18日「雨期前、住宅に不安 東ティモール、多国籍軍展開から1カ月」

74) UNTAETでは8,950人の平和維持軍と200人の軍事監視要

- 員、および地元警察の訓練も兼ねる1640人の文民警察が治安を守り、中央と13の地方区の行政組織、司法機関を構築していく。また、国連は電力や水道、ガス、通信施設などインフラ整備の指導員を各国に求め、医療や教育の設備と人材の育成にも取組む (UN Document, S/RES/1272 (1999), 25 October 1999; 『朝日新聞』1999年11月4日「国連、初の国造りへ 東ティモール PKO で行政・立法・司法掌握」)。
- 75) 同上、1999年11月4日「東ティモール多国籍軍の PKF への交代、目標1～2月 豪外相表明」
- 76) <http://www.unic.or.jp/recent/timor99.htm> (国連広報センターのホームページ: 最近の主な動き——東ティモール1999年、2000年)
- 77) 『朝日新聞』1999年11月18日「数十カ所に複数の遺体 東ティモール多国籍軍発見」
- 78) 同上、2000年2月24日「多国籍軍が任務を終了 東ティモール」
- 79) Wheeler, N. J. and Dunne, T., op. cit., p. 823; Cahin, Gerard, 'L'action internationale au Timor Oriental', *Annuaire français de droit international*, XLVI, 2000, p. 151.
- 80) Martin, op. cit., p. 115; 松野、前掲書、246頁。
- 81) 松野、同上。
- 82) Wheeler, N. j. and Dunne, T., op. cit., p. 823.
- 83) <http://www.unic.or.jp/recent/timor99.htm> (国連広報センターのホームページ: 最近の主な動き——東ティモール1999年)
- 84) 折田・堀江、前掲対談、44頁。
- 85) 1991年1月から5月協定までの東ティモールをめぐる国連やインドネシアなど関係の動きは次の通りである。
- 1999年1月に入ってから民兵による襲撃、殺害事件が頻発し、東ティモールでは国連平和維持軍の派遣を求める声が高まっていた。2月に現地を訪問した国連政務局のタムラト・サムエルは、教会、軍、警察、行政、政治組織を包摂した平和委員会のような、何らかの現地の紛争管理機構が必要だと主張し、3月に現地を訪問したマーカー特別代表は、平和委員会構想に加えて、インドネシア軍の完全な

中立維持と兵力削減、準軍組織と民兵の武装解除、独立派を代表する CNRT の武装組織ファリンティルの活動制限などを提案した。

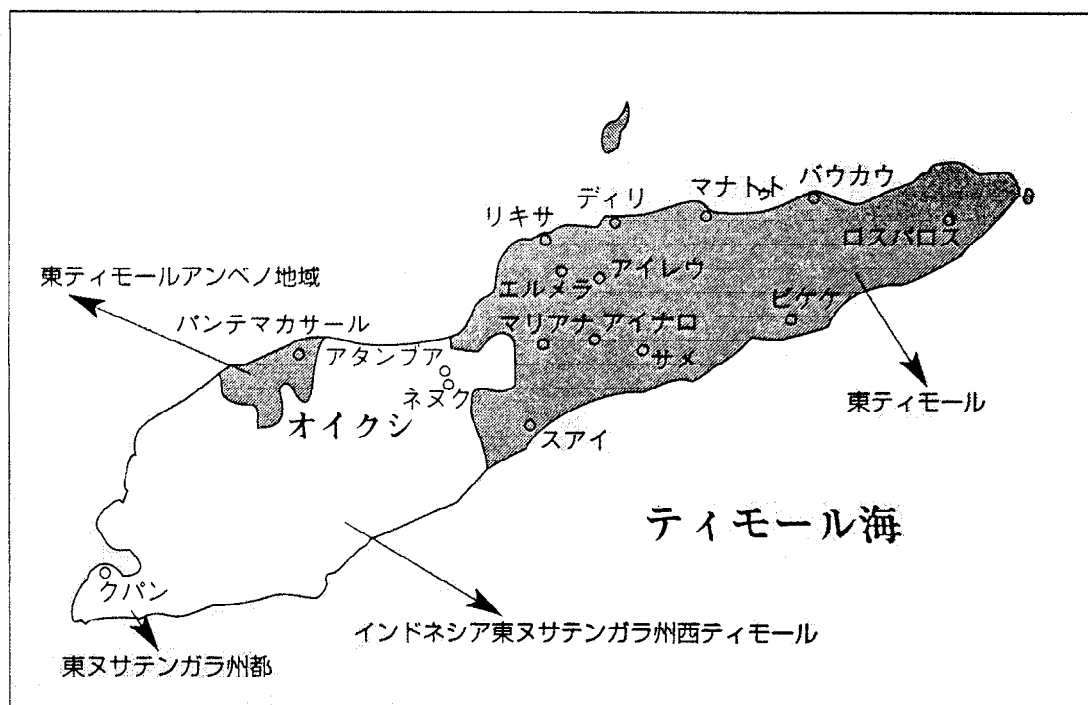
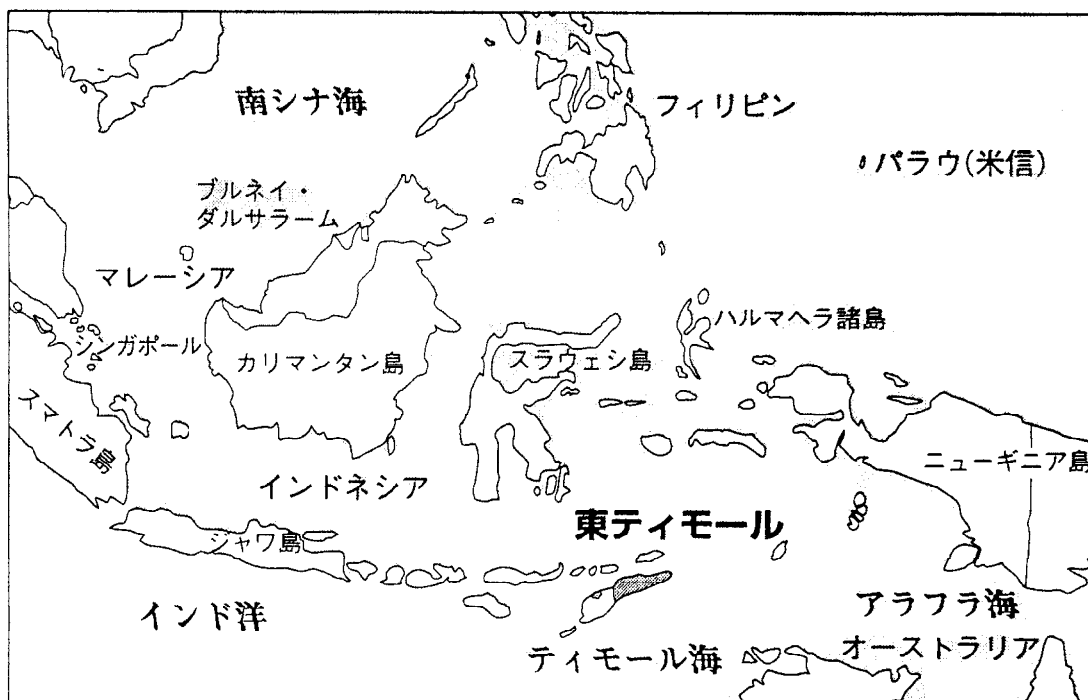
4月の最終交渉では、こうした内部の提案を受けて国連は、治安に関して軍と警察の中立性の他に、①インドネシア軍は住民協議のキャンペーンが始まる前に準軍組織と民兵を解散する、②登録開始前にインドネシアは駐留軍を削減し、投票の1月前インドネシア軍は指定された地域に隔離される、③投票の1月前にファリンティルは指定された地域に隔離される、④国連派遣の文民警察がインドネシア警察に助言を行い、投票箱の警護を監督する、などの案を提示した。

しかしインドネシアのアラタス外相はこれらのいずれをも合意文書に明記するのを拒否した。結局、5月5日協定で合意されたのは本稿第2節で紹介したような内容の治安に関する協定である。

同協定の治安責任をインドネシアに負わせるという点について、2月の段階で、オーストラリアとアメリカでは、多少意見の食い違いが見られた。オーストラリアは軍事的な関与は避けたいと考えていたが、一方アメリカは、平和維持活動はいずれ避け難いだろうとの考えを出していた。しかし4月の時点ではオーストラリア、アメリカ両政府ともに、治安について強く押し過ぎて合意を破綻させることのないよう、マーカー特使に求めていた。

しかし、この協定だけではあまりに弱いとの不安が国連事務局にはあり、アナン事務総長はインドネシアの満たすべき要件について、ハビビ大統領に事務総長の書簡として要請することにした。しかし大統領は書簡の受け取りを拒否したため、事務総長の覚書という形式で協定の発表の際に公表することになった。その覚書は、①武装民間人の厳格な管理、②暴力を使用、扇動した者の速やかな逮捕・起訴、③武装してのデモの禁止、④インドネシア軍の移転、⑤武装グループの武装解除などを内容としていた (松野、前掲書、226-228頁からほぼ引用)。

東ティモール・インドネシア地図



注：東ヌサテンガラ州は、フローレス島、エンデ島、西ティモールなどインドネシア東部の島々からなる州。

青山有香『ナロマン——東ティモールの正義・和解・そして未来』(かもがわ出版、2003年)より引用。

